

相互扶助の背景としての日本伝統村落における
間接的共同土地所持東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
一般社団法人 JA共済総合研究所 客員研究員と い し な な
戸 石 七 生

アブストラクト

日本においては、農業生産者の相互扶助の最も基本的かつ一般的な単位は村落（＝集落）である。村落が相互扶助の単位となった最大の理由は、中世に起源を持つ日本村落が生産者組織であると同時に農業資源の管理組織であるということにある。つまり、近世日本の村落では、土地は単なる農業者の私的所有物ではなく、生産者組織である村と農業者が重層的に土地に対する権利を有していた（「間接的共同土地所持」）。日本近世では、農村金融において、村落の土地が他村の者に質入れされた場合も、村落は担保となった土地の行方を追跡し把握し、債務者が村落のメンバーである場合は、土地を取り戻せるようサポートを行っていた。このようにして、日本の伝統村落は村落のメンバーの農業経営を安定させるよう農村金融に様々な介入を行い、相互扶助の単位として強力に機能した。本稿では、日本近世村落の「間接的共同土地所持」をめぐる近年の論争を整理し、生産者の相互扶助の一側面として、どのように村落が土地所有と関わっていたのかを明らかにする。

（キーワード） 間接的共同土地所持 農村金融 村の領域 相互扶助

目次

1. はじめに——日本の村の「領域」と農村金融——
2. 近世日本における村と農村金融——中林論文と中林-渡辺論争の意義——
3. 国家のルールと地域社会のルール——フィリップ・ブラウンの研究を中心に——
4. 村と百姓株式——白川部達夫の研究の世界史的意義——
5. おわりに

1. はじめに——日本の村の「領域」と農村金融——

本誌で筆者がこれまで論じてきたように、日本においては、農業者の相互扶助の最も基本的かつ一般的な単位は村落（＝集落）である。中世に起源を遡る日本の村落（以下、「村」と呼ぶ）が相互扶助の単位となった理由は、それが生産者組織であると同時に、農業資源の管理組織であることによる。その結果として、日本の村には組織のナワバリとしての領域が生じた。それは同時に、村が物理的に「境界」を持つことを意味する。よって、入会林野のようなコモンズだけではなく、個人的な利用の多い田畑や宅地についても、「家の土地」とあると同時に、「村の土地」という意識が生じた。そのような意識に基づき、近世の村は、田畑を担保にした村人の借金（「土地担保金融」）においても、それに伴う土地の動きを把握していた¹。このような近世日本の田畑と農村金融の関係については、白川部達夫の数々の著作に代表される膨大な研究蓄積がある。後述のように、白川部は日本の農村金融を「家」ではなく、「村」も含めた二種類の主体の行動原理に基づいて理解する必要性を強調している。

日本の村に「領域・境界」があるということは、多くの読者にとって自明かつ当たり前のことかもしれない。しかし、九州や近畿の一部では、境界や領域のはっきりとしていない集落が3分の1から半数近くに上る地域があることを、坂根嘉弘が1970年農業センサスのデータに基づき指摘している²。また、日本中世史家西谷地晴美は、中世の村は必ずし

も領域を持っているとはいえ、領域というのは近世以降の村の特徴とする³。とはいえ、多くの読者が感じるように、北海道と沖縄以外では、領域を持つ村が日本の村の大宗を占めているのは事実である。日本近世農村史研究者渡辺尚志はこのような日本農村社会の通念について、村の領域内の土地に関しては、個々の百姓と村が重層的に所有権に近い権利を持つ、とした⁴。後に渡辺の説は「間接的共同土地所持論」として、多くの日本近世農村史研究者に影響を与えた⁵。

国内の地域差を確認した上で、国際的に見ると、現代でも村に領域がない国がある。例えば、隣国である韓国である。韓国には家の集まりという意味での村や、水利組織としての農業者ネットワークはあるが、村の耕地という概念がない⁶。従って、出作／入作、村外地主／村内地主という概念もない。

韓国の村に領域がない、すなわち「村の土地は村のもの」という観念がない理由として考えられるのが、日本近世の村では一般的であった村請制がなかったことである。村請制を簡潔に説明すると、個人や家ではなく、村が組織として地稅（以下、近世日本の地稅を「年貢」と呼ぶ）を村人から徴収し、領主に納入するシステムである。ただし、村請制は決して日本独自のシステムではない。インド史研究者深沢宏と小谷汪之が、近世の西インドで日本の村請制と似たようなシステムがあったことを史料に基づき指摘している⁷。筆者はこれらの研究を踏まえ、本誌の70号に「日印の伝統農村の共済機能：地域社会における社会的分業の比較史的研究」という論文を執筆し、19世紀末に日本とインド（特に西

インド)では村が相互扶助的な性格を持つ組織であり、農家経済の受けた金融ショックを緩和する役割を果たしたことを指摘した。

筆者が村の領域と相互扶助の関係について改めて考えることとなった契機は、2020年に発表された中林真幸の論文「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」⁸(以下、「中林論文」とする)とそれをめぐる論争に触れたことである。中林論文と、それに続く日本近世史家渡辺尚志との論争で、上記にあげた理由から、中林論文は世界史的に見て下記の重要な論点について重要な議論を提起したと考えられる。つまり、①日本の村に領域があるのか、②地域社会に独自のルールは存在せず、国家のルールが常に人間社会では第一の行動規範となるのか、③村も土地所有の主体の一つであったのかという3点である。①・③は先述の渡辺の「間接的共同土地所持」論に深く関わっている。

本稿の目的は、中林-渡辺論争と関連する先行研究のレビューを通じて、①・②・③の論点を中心に、日本の伝統的な農業者組織である村について筆者の見解を示すことである。筆者は中林の問題提起を非常に重要なものであると考えているが、日本の近世社会の理解や日本近世史研究の方法論についての中林の主張については、日本近世史に軸足を置く一日本農村研究者として検討を要すると考えた。

また、中林と渡辺の議論は、決して噛み合っているとは言えない。論点②にも関わることであるが、中林と渡辺のイメージする「村」像が全く一致しないため、このようなことが起きたと考えられる。「中林論文」と同じ号

の『経済研究』に掲載された渡辺の「中林真幸氏の「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」に対するコメント」⁹(以下「渡辺コメント」とする)は、中林論文の趣旨そのものではなく、中林が渡辺の先行研究を引用して論拠としたのに対し、一次史料の解釈に疑問を呈したものであった。

にもかかわらず、『経済研究』同号に掲載された「渡辺コメント」への中林の応答(以下、「中林応答」とする)は、先行研究における一次史料についての渡辺の解釈を誤りであるとするばかりではなく、渡辺が「間接的共同土地所持論」で主張する「村の土地は村のもの」という社会通念を公権力の政策や法律と比し、取るに足らないことであり説明力のない「残差」としたのである。いささか長くなるが、中林による原文を下記に引用する¹⁰。

「本論文は、行政司法を担う村役人が作成した文書の解釈に当たっては、まず、作成者が念頭においていた法令を推定し、作成者による法令解釈の結果として文書を分析すべきことを主張している。そのことは、必ずしも「村の土地は村のもの」(渡辺(1994), 223頁)といった観念の存在可能性を否定するものではない。しかし、それは、史料のテキストに、実体法として機能していた法令をことごとく適用し、その上でなお、説明しえない残差(傍点筆者)としてのみ検出可能なはずである。」さらに中林は「経済理論に立脚した方法論がない」ことを理由に、白川部達夫の業績を除き、太閤検地論以降の日本近世農村史研究の存在意義を否定するところまで及んだ。

ここで、20世紀の日本における歴史研究を

席卷した太閤検地論争について説明する¹¹。太閤検地論は、マルクス主義経済学者のうち、安良城盛昭によって1953年に提唱された日本近世社会理解のためのモデルである。それから数十年にわたり、太閤検地論の是非をめぐる、日本中の歴史研究者が二つに分かれた。安良城は太閤検地を中世の荘園制を家父長的奴隷制と規定し、太閤検地は単なる年貢額確定のための土地測量・評価事業ではなく、農奴（=小農民）自立政策=封建革命であるとした。安良城説に対し様々な批判が生まれたが、特に有名な学説が、夫役負担者=役家把握こそ重要であるとし、戦国時代との連続性を重視する「役家体制論」である。両学説の争点は多岐にわたったが、本稿の主旨に関係するのは土地制度の評価である。「太閤検地論」者は、太閤検地の意義を一地一作人制度により中世における複雑な余剰農産物の垂直的分配構造が否定されたことに認めるのに対し、「役家体制論」の代表者の一人後藤陽一は、太閤検地の意義は農民的共同体の場として村が設定し、その担い手がそのまま夫役や年貢村請の主体として確立されたことにあるとする。つまり、「太閤検地論」では、近世の国制の基盤となった村請制が背景に退き、領主に対して個々の百姓ではなく、村が年貢納入の義務を負っており、個々の百姓に課される役負担や年貢負担が村の意向によって決められたことは捨象されているのである。

太閤検地論争から話を戻し、結論から言えば、渡辺と白川部の村に対する見解は大いに重なるところがあると考えていた筆者にとって、中林の主張は意外なものであった。さらに中林は、近世農村史研究者は経済学の一分

野であるゲーム理論や「法と経済学」に学ぶべきであると主張した。これに対し、渡辺は2021年の自著『近世の村と百姓』で「土地問題をめぐる百姓の意識——中林真幸の論文によせて——」を発表し、反論した（以下「渡辺反論」とする）。そこにおける渡辺の最も重要な主張は、地域社会に独自のルールが存在するので領主（=国家）のルールが常に百姓にとって第一ではない¹²、村も土地所有の主体の一つであった¹³、というものである。これは、上述の論点②・③にあたる。

本稿では、論点①・②・③をめぐる、中林論文の理論的構成と先行研究の成果との比較検討を主な目的とし、一次資料の解釈についての論争には踏み込まない。その理由は下記の通りである。もし、渡辺の一次資料の解釈に誤りがあり、中林がそれを信用できないというのであれば、自ら一次資料にあたってそれを根拠に反論するか、渡辺の著書の引用そのものをせず、「中林論文」の主張を支持するような別の事例を引用すべきである。

では、我々は「中林論文」をめぐる論争や先行研究から何を学ばよいのだろうか。「中林論文」をめぐる数々の問い（つまり、論点①・②・③）について、どのように向き合っていけばいいのか。それについて、中林が依拠していると主張する白川部達夫と、管見の限り日本近世史分野で最も方法論が「法と経済学」に近いフィリップ・ブラウンの研究を参照しながら、どのような回答があるかを議論する。

2. 近世日本における村と農村金融—— 中林論文と中林—渡辺論争の意義——

1) 「中林論文」の趣旨——「半頼納」と村 外地主——

前章で「中林論文」の農村研究史上の意義について述べたが、本節では「中林論文」の主旨について説明を行う。

筆者の理解した限りでは、「中林論文」の目的は、明治維新後急速に拡大した近代日本の地主の土地集積に触れ、近世においては享保の改革（1716～1745）における農地の質入れに関する法令の制定がそれを阻止したことを証明することにある¹⁴。簡潔に言うと、「中林論文」の趣旨は「幕府の法律による「頼納」あるいは「半頼納」という形式の質地契約の禁止が、質入れによる村外への土地の流出を防止した」ということになる。

「頼納」は、土地を質に入れた債務者が、地稅である「年貢」と、人足役や伝馬役等、領主への労働力供出である「諸役」を負担する契約のことである。「中林論文」の「諸役」を「雑稅」とする現代語訳は後述の理由で誤解を招くので、「諸役」をそのまま使用する。「半頼納」は、「年貢」あるいは「諸役」のどちらかを債務者が負担することである。

「中林論文」では、「頼納」ではなく、いくつもある「半頼納」の種類のうち、「年貢」ではなく、「諸役」について、債権者が、労働力ではなく金銭で負担するという契約内容のものに焦点が当てられている¹⁵ので、本稿では「頼納」についての議論は省略する。ではなぜ、「半頼納」という質地契約の形式の禁止が村外への土地の流出を防止することに

なるのか。

中林は、村外の債権者には債務者との契約で定額を支払うという形で、土地に課せられた「諸役」と「村役」を負担するインセンティブがあるという。なぜなら、この形式の契約は、「諸役」と「村役」を定額負担とすることで債務者から債権者への追加の金銭的要求を防ぐことができるからであると中林は主張する¹⁶。

しかし、その後中林は一転して、債務者と結託した村が意図的に「諸役」として質入された土地の不作を理由に、追加的に金銭負担を債権者に要求し、違法な「半頼納」状態にすることが可能であるとする。債務者と村の不実を債権者が幕府に訴えても、債権者が意図的に「半頼納」形式の質地契約を結んでいないことを証明することが非常に困難であり、訴訟で不利なため、債務者に有利な形で債権者は再契約をすることを強いられるからである¹⁷。

つまり、中林は幕法による「半頼納」の禁止が、村境を跨いで土地を質に取る負のインセンティブになり、ひいてはそれが大土地所有の阻害要因になったというのである。「幕府による「半頼納」形式の質地の禁止が江戸時代における大土地所有を防止した」という「中林論文」の仮説は、a) 仮定の上にb) ロジックを重ねて構築されており、一見しただけでは分かりづらいところがある。

以下、次節では渡辺の一次資料の解釈に依らずに「中林論文」及び「中林応答」のa)「幕法が「村外地主」というものを前提としている」という仮定、b)「村役人と債務者は結託し、作柄についての偽りの情報をもとに追

加的な金銭負担を債権者に要求する」というロジックについてその是非と意義を議論したい。特に、a) 仮定、b) ロジックについては、前章で挙げた日本農村研究史上の大きな問題、①日本の村に領域があるのか、つまり「村の土地」という意識が社会的通念として存在するか否か、③村も土地所有の主体の一つであったのか、という2つの論点に関わっているため、重要である。

2) 「中林論文」と「中林応答」が前提とするもの

前述の通り、本稿の目的の一つは、「中林論文」や「中林応答」のa) 仮定やb) のロジックが、中林が「中林応答」で「残差」として扱っている渡辺の「共同体的土地所持」論に反するものであるかを検討することである。結論を先取りして言ってしまうと、幕法が「村外地主」という概念の存在を前提としているという仮定を中林が取る限り¹⁸、渡辺の「間接的共同土地所持」を「残差」としてしまえば、「中林論文」のb) ロジックそのものが成り立たないので、渡辺が反論するまでもなく、「中林応答」の渡辺批判そのものが無意味となる。よって、本節では「中林論文」のa) 仮定やb) ロジックの詳細について、先行研究との比較に入る前に、内容に即しながら、その理論的妥当性を検討し、なぜ「中林応答」の渡辺批判が成立しないのかを説明する。

a) 「幕法が「村外地主」という概念の存在を前提としている」という仮定の問題

「幕法が『村外地主』という概念の存在を前提としている」という仮定をおくことで、

「中林論文」がどのような問題を抱えることとなるのか。

まず、債権者が「村外地主」であるという概念自体、通文化的に成立するものではないことは前章で指摘した通りである。村に領域があるということは、自明でないのである。例えば、村の領域が「ムラ (=屋敷地)」・「ノラ (=田畑)」・「ヤマ (=山林に代表されるコモンズ)」から成立するという福田アジオのモデル¹⁹は、日本では成立しても、韓国では成立しない。よって、村に領域がない場合、つまり村がある種の所有の主体でないと仮定すると、村の領域をめぐる境界争いが頻発する「ヤマ」はもちろんのこと、「ノラ」である質地がどの村に帰属するのかが不明となる。中林が主張するように、「共同体的土地所持」が成立していないとすると、幕法の想定する村内地主／村外地主の定義が不可能になってしまう。

b) 「村役人と債務者は結託し、作柄についての偽りの情報をもとに追加的な金銭負担を債権者に要求する」というロジックの問題

次に、「村役人と債務者は結託し、作柄についての偽りの情報をもとに追加的な金銭負担を債権者に要求する」というロジックについて説明する。

「中林論文」では、債権者が「村外地主」の場合になぜ半頼納が問題となるのか、十分に説明されていない。端的に言えば、村外に住んでいるということは、半頼納の成立にとって十分条件ではない。作柄に関する情報の非対称性だけが問題ならば、村外地主が隣村に居住し質地の状況を見に行ける場合や、親

族が村内にいる場合、村外地主は十分な情報を入手できるので、債務者や村役人が詐欺に成功するとは限らないからである。そもそも、なぜ村は村人というだけで、債務者の味方をするのか。村にとっても、借金は債務者の自己責任ではないのか。幕法や金銭的動機からはそれは説明不可能である。

以上、「中林論文」や「中林応答」の内容とロジックを確認した。次章以降では、それらを踏まえ、中林や渡辺以外の先行研究——中林が依拠し、唯一存在意義を認める白川部のもの——が①・②・③の論点について、どのような主張をしているかを見ていきたい。

3. 国家のルールと地域社会のルール ——フィリップ・ブラウンの研究を中心に——

中林は、「法と経済学」が日本近世史研究において支柱的な役割を果たすべきだとする²⁰。筆者の知る限り、日本近世史研究者で、「法と経済学」の分野に最も近い研究をしているのは、フィリップ・ブラウンである。よって、中林が経済学の方法論に基づいている研究が白川部のもの以外ないという批判は日本近世史研究に対して不当なものである。それはさておき、本章ではブラウンが経済学の理論に依拠して研究を進めた結果、上述の①・②・③についてどのような結論にたどり着いたのかを見てみたい。

ブラウンは北陸地方を中心に、中世末期から近代にかけての割地慣行の研究を行った。割地慣行とは、村の中で定期的に家の耕作地が割り替えられる慣行のことである。読者の中には、上の世代からそのようなことを聞い

たことがある人もいるかもしれない。割地が行われる村では、特定の耕地に対する農業生産者個人の独占的な権利は存在せず、入会林野のように複数人による共同の権利が行使される。ブラウンはこのような共同の権利の行使の在り方を「joint ownership」（合同所持）と呼んだ。ブラウンの集計によると、近世日本では石高換算にして全国において最大約30%の耕地が割地の対象であり、北陸だけではなく全国的に見られた慣行であるという²¹。当時の農業生産者が割地慣行を必要とした動機として、ブラウンは以前から挙げられていた（水害・地すべりなどの）災害リスク分散の他に、村の家間の平等性の維持を挙げる²²。

ブラウンは地域社会における農業生産者の相互扶助的な振る舞いが生物学者ギャレット・ハーディンが1968年に提唱した「コモンズの悲劇」²³仮説を克服したことを再三強調する。ブラウンは、割地慣行において個々の農業生産者がフリーライダーとしての振る舞いを完全には排除できないことを認めるが²⁴、割地慣行は決して個々の農業生産者による収奪的なものではなく、個々の生産者による土地に対する持続的な労働と資本の投下が行われ、持続的な資源利用が行われたとする。ブラウンが割地研究にあたって理論的に依拠したのは、世界の入会研究を行いノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムの代表作『Governing the Commons』²⁵である（ブラウンの著書のタイトル『Cultivating Commons』もそれをもじったものである）²⁶。

例えば、加賀藩の一部では土地の交換は宅地にまで及んだ。加賀藩で割地慣行が地域の農業生産者によって創出され、村単位で実行

され、農業生産と納税が割地慣行のない他の地域同様に機能したことについて、これを公権力に対する地域社会の自律性のもたらしたものであるとブラウンは結論付けている²⁷。本稿にとって、割地慣行が地域の農業生産者組織である村単位で行われたという意義は、いくら強調しても強調しすぎることはない。村に領域がなければ、宅地にまで及ぶ土地の交換を村のメンバー間で成しえないからである。よって、ブラウンが加賀藩で観察した事例は①村に領域があるということを裏付けており、さらに村による割地が定期的に行われていたということは、②村単位である種の所有権が生じていたことを裏付けていると言える。

また、ブラウンは割地慣行が強靱な生命力を持ち、江戸幕府崩壊後も長く続いたことを強調する²⁸。1873年（明治6年）の地租改正によって法制度上私的土地所有権が成立したという事実を認めた上での主張である。さらに、明治政府やGHQのような「崩壊させようとする中央の外部権力の明確な強制力」にもかかわらず、割地慣行が地域の農業生産者により1970年代まで残存した事例があったことを、ブラウンは日本の地域社会の自律性として評価する²⁹。割地慣行の廃止も、国家の制度を参照したのではなく、経済発展やライフスタイルの変化を背景にした地域の人々の決断によるものであった。ブラウンの割地慣行についての観察結果や理論的考察は、地域社会のルールや慣習は、個人（＝農業生産者）の金銭的な動機や、第一に公権力の政策や法律の残差に過ぎないという中林の主張に対する反証であり、②の論点については、渡辺の間

接的共同土地所持論を支持しているといえる。

さらに、ブラウンの問題意識は、「いかにして個人の私的土地所有権を制限する割地というシステムが成立し、存続し続けてきたのか」という、原理的な問いに向けられる。そこで、ブラウンは、多様な所有権の形態を論じた経済学者ヨーラム・バーゼルの理論³⁰に依拠しながら、割地慣行というシステムが成立する経済学的なメカニズムの説明をする³¹。

「バーゼルの主張を思い出してみよう。彼によれば、いかなる形の財産であっても、一人の人間が全ての所有の要素を満たすことはない。法制度は所有に結びつけられた権利のうちごく限られた範囲を捉えるにすぎない。それは、複数の所有者が存在するケース——例えば金銭取得権の階層化——に典型的に表れる。実際には、共同所有権も私的所有権も（筆者注：本来の「所有権」の^{クリシェ}陰画である）。

割地慣行の研究により、近代的な個人による私的所有権を相対化したブラウンの理論的思考実験の結論は下記の通りである。個人による完全な私的所有というものは幻想であり、割地における共同所有権と等しく、所有権の形態の一つに過ぎない。バーゼルの主張の通り、個人に帰属する所有権というものは、所有権の束のうちの一部がごく限られたケースで国家の保護を受けている部分のみを表している³²。これは、「村の土地は村のものである」と同時に、個々の農業生産者が特定の土地について権利を持ちうるケースもあるという現象が矛盾しないことを意味している。つまり、総体として所有権を見るとき、それは複数の主体による権利の束であり、レイヤー化された権利であると言える。

よって、ブラウンの研究結果は、①・②・③の論点について渡辺と一致することになった。また、彼が依拠した経済学者たちの理論も渡辺の主張を支持する。

日本の事例研究にはどの程度の一般性があるのか。海外の事例について、「法と経済学」分野でも著名な19世紀のカリフォルニアのゴールドラッシュについての研究を見てみよう。経済学者カレン・クレイとゲヴィン・ライトは19世紀のカリフォルニアの金産出地においては、ウムベックの先行研究³³で言われていたほど強固なものではないものの、国家による介入以前に「採掘者会議」と呼ばれる採掘者の集まりによって、採掘地に対する個人の独占的なアクセス権が設定されていたとする³⁴。カリフォルニアのゴールドラッシュの事例は、日本国外でも土地に関する権利が国家や公権力が介入する以前に成立し、機能したことを示している。地域社会のルールや慣習は、決して中林の主張する国家の法や国レベルの政策の「残差」ではないのだ。したがって、カリフォルニアのゴールドラッシュについての経済学的な研究は、論点②における中林の主張の根本的な見直しを迫るものであると言えよう。

筆者はここでブラウンや数々の経済学的先行研究が、中林の主張ではなく渡辺の主張を支持しているとか、渡辺やブラウン、ブラウンが依拠した経済学者たち——オストロームやバーゼル——が絶対的に正しいとかいうことを強調したいのではない。筆者がこの章で言いたいのは、経済学の理論や経済学を応用した歴史研究は多種多様であり、中林が引用していないものの中には、必ずしも中林の主

張を支持しなかったり、それと対立したりするものがあるということである。

ただ、有力な反証や異論が存在しうる限り、中林が一次史料であれ先行研究であれ、どのような根拠に基づいて地域社会のルールや自律性を国家や公権力の政策や法律の「残差」と呼んでいるのか、またそれが中林が論文中で議論を進めるうえでの「仮定」に過ぎないというのであれば、「法令に基づかない文書を村役人が作成し、これに組合村の惣名主が署名し、藩役人が執行を担保する奥書を添えるとは考え難い。」³⁵というきわめて強い「仮定」を置くことが経済学史上どのような意義を持つのか、より丁寧に説明すべきではないだろうか。

その方が、「(白川部以外の)太閤検地論以降の日本近世史研究者の研究が経済学に基づいていない」という理由で、否定的な態度を示すより、よほど建設的かつ健全な議論に繋がるのではないだろうか。かつての「太閤検地論」に代わる「大きな物語」(=理論的支柱)の不在による日本近世史・近代史研究のタコツボ化は筆者も懸念するところである。ただし、タコツボ化への対策がかつての講座派によって行われたような学会政治による言論弾圧とイデオロギー的検閲であってはならない。研究そのものにおける理論の頑健性が問われるべきである。中林も例外ではない。政治的圧力に屈せず、渡辺や白川部を含む先達の近世史研究者が太閤検地論を実証研究に反論したからこそ、中林や筆者を含む後進の研究者がかつてのような政治的な圧力なしに自説を唱えたり学会報告をしたりすることができるのだと筆者は考える。その意味で

も、先達に対する公正な評価が求められる。

4. 村と百姓株式——白川部達夫の研究の世界史的意義——

本章では、中林が依拠していると主張する白川部達夫の研究とその百姓株式論を紹介したのち、百姓株式論の世界史的意義について述べる。読者の中には白川部の研究を既知っている人もいるかもしれない。本誌の76号に掲載された拙稿「日本における小農の成立過程と近世村落の共済機能」で白川部の先行研究について取り上げたからである³⁶。しかし筆者は、中林が「村の土地は村のもの」という概念に対して問題提起をした今、白川部の百姓株式論の世界史的意義が渡辺の共同体的土地所持論との関連において改めて評価されるべきであると考えられる。

まず、白川部の百姓株式論について説明する。百姓株式は「百姓株」、「百姓式」とも呼ばれ、白川部の他にも、内藤二郎、平野哲也、尾脇秀和といった日本近世史研究者による研究が行われてきた³⁷。歴史学分野以外では、社会学者長谷川善計の研究³⁸もある。

白川部による百姓株式の定義は『近世の百姓世界』の説明が最も分かりやすいので、下記に引用する³⁹。

「近世では土地はそれだけで耕作の対象としてはなりたたなかった。まず用水なしには、耕地であることはできない。また近世では山野から草を刈って肥料として田畑に投入したので、山野の入会に参加することが必要だった。用水や入会は、村で所有・管理して配分したが、その参加権は百姓株式の重要な内容だった。」

要するに百姓株式は耕地および用水・入会の利用権を合わせたものであるということである。ただし、耕地および用水・入会の利用権所持を百姓株式所持者であることの十分条件とすることはできないことには留意が必要である。筆者は百姓株式には宅地も含まれると考える。なぜなら、入作の問題があるからである。入作のケースでは、耕地はもちろんだこと、入会や用水を利用をしなければ農業生産そのものが不可能であるが、それだけで入作者を農業生産者の百姓株式の所持者は地縁的組織である村の正式なメンバーとするわけにはいかない。入作者と村の正式なメンバーの最も明確かつ容易な区別の方法は、トトロロジーのように聞こえるかもしれないが、村内に宅地（「屋敷地」）を所持しているか否かである。

さらに、白川部は渡辺の著書を引用しつつ言う⁴⁰。

「それは村の共同体的所持の一部でもあった。それだけではなく村は、百姓のもつ耕地全体にたいして共同体の所持を及ぼしていた（渡辺尚志「総論・村落史研究の新展開のために」、渡辺尚志編『新しい近世史』4、新人物往来社）」

ここから、遅くとも『近世の百姓世界』が執筆された1999年時点においては白川部も渡辺の（間接的）共同体的所持論を認識し、それに賛同する形で百姓株式論を展開していたことが分かる。筆者は、百姓株式論は間接的共同所持論と理論的に不可分な関係にあると考える。白川部の指摘する「用水・入会利用権と特定の耕地を結びつける」こと自体、用水・入会を確定する「村の領域」がなければ

不可能である。加えて、それは個人単位ではなく、組織単位でなければできないことである。中世以降、用水・入会の確保が農業生産者組織である村同士の争いの典型的な原因であることを想起すれば、百姓株式という制度自体が農業生産者の相互扶助の上に成り立っていると言えよう。

また、農業生産者の家が絶えた場合、つまり百姓株式の持ち主がいなくなった場合、空いた土地の管理は原理的に村に任され、耕地における農業生産も村の役目となる（「村総作」⁴¹）。村請制なので、年貢納入の責任は村にあるためである。家の最後の当主の親戚縁者に適任者がいれば、新しい百姓株式の持ち主もすぐに見つかるが、かならずしもそうなるとは限らない。地域における需要と供給のバランス、つまり人口当たりの百姓株式数はもちろんのこと、どんなに人口増加の著しい地域でも、家の最後の当主に親戚縁者がいないことは理論的にあり得る。よって、新しい耕作者（＝多くの場合は百姓株式の所持者）を見つけることは村の役目であり、村が候補者を審査することになる。

つまり、村は村のどの土地に対しても、潜在的な所持権を行使している。入会や用水については、特定の場所が特定の家と結びつけられないため、村の所持権の行使がより直接的に表れる。割地慣行のある村では、ブラウンが指摘したように、耕地や宅地についても村の所持権の行使が入会・用水と同じように直接的に表れている。また、平野は、村役人が村外の農業生産者の間における村の土地の取引を執拗に追求し、把握していたことを指摘している⁴²。これこそが村による（間接的）

共同体的土地所持であり、村が土地や天然資源を管理するためのシステムが百姓株式である。

百姓株式のあり方には様々なバリエーションがあり、さらに散村形態の村については領域も未成立であることから、必ずしも百姓株式が成立しているとは言えない地域もある。だが、百姓株式論や間接的共同体的所持論は日本近世の農業生産者組織である村を理解するためのある種の図式であるので、細部における差異の捨象に関する議論は省略する。ここまで見てきただけでも、白川部の先行研究は論点①・③について渡辺の主張を支持していると言えるだろう。

さらに言えば、筆者からすれば、白川部の主張は渡辺のものよりさらに先鋭的に中林と対立するように思える。白川部は江戸時代の三大飢饉のうちの一つ、享保の大飢饉（1732）以後、餓死や移動で多くの農業生産者の農業経営が不可能になったことを取り上げ、近世中期の村に変化について述べる。その結果「土地の所持関係が混乱するなかから、あたらしい百姓の家が成立していったため、飢饉以前の検地名請まで、（質に入れた土地の）請戻し権を遡及されることができなくな」ったとする⁴³。

つまり、餓死や移動で多くの家が絶えて村内の人間関係が新たに構築され、それ以降に成立した新しい家と享保の飢饉以前の検地帳に記録された家を結びつけることができなくなったため、享保の飢饉以降の百姓株式に付属した土地所持は検地帳と関係がなくなったというのである。享保の飢饉後の復興は、農業生産者組織である村の中における相互扶助

の賜物であることは言うまでもないが、相互扶助の機能は復興後さらに強くなった。白川部によると、享保の飢饉後、「百姓株式は検地名請と継承関係がなく、むしろこれとは対抗的に自らの請戻し権を主張」するに至った⁴⁴。その事例として、白川部は筑前福岡藩の村々を挙げる⁴⁵。そこでは、享保の飢饉以前の土地所持関係に遡って質地の請戻しをすることが村によって禁じられた。つまり、検地帳とは無関係に、あるいはそれに「対抗」するか否定する形で、享保の飢饉後に成立した新しい家のもつ百姓株式が農業生産者組織である村によって保証されたのである。

それだけ享保の大飢饉の被害が大きく、農業生産者が助け合わなければ生活が成り立たなかったとも言えるが、日本の村における相互扶助志向が、必要とあれば国家権力や公権力の権威に裏付けされた検地帳を否定することも厭わないほど強くなったと言えるであろう。これらの事実を、「地域社会のルールや慣習は、個人の金銭的動機や国家権力や公権力の政策や法律で説明尽くした残差にすぎない」という中林の主張を正面から否定するものであって、論点②においては渡辺を支持していると言えよう。

さらに、白川部の研究は百姓株式を通して村が個々の農業経営に介入することで、農村金融における個々の家の信用力が増し、それが日本の農業経営の頑健性につながるということに展開する⁴⁶。つまり、百姓株式という相互扶助システムにより近世以降の日本の農業経営の頑健性が増したということになるが、残念ながら紙幅がないため、詳しい説明は別稿に譲りたい。

白川部の研究と中林の主張の食い違いの理由について、筆者は下記のような結論に達した。中林は「中林論文」が白川部達夫の先行研究に依拠すると主張するが、中林の参照は不十分である。白川部は「土地売買も、初期は村が仲介することが見られたし、中期以降は村役人が考証（原文ママ）機能を果たした」⁴⁷と述べており、中林論文は引用部分の後半の内容にあたる先行研究を参照したものと思われるが、背景にある文脈を見ると、白川部は近世中期以降の村役人が公証機能を果たしたのは、「共同体的土地所持」の一環であるとしており、むしろ「村役人は国家や公権力の政策や法を第一優先して行動する」という中林の仮定とは対立する。つまり、第三者としての筆者の立場からは、中林と白川部は土地を媒介とした農村金融という同じ現象を観察しても、依って立つ前提（日本近世社会に対する理解）が正反対であるため、論点①・②・③について、全く異なる解釈をしているように見えるのである。

以上、本章では論点①・②・③について論じることで、中林と白川部の相違点を強調する結果になった。しかし、筆者は中林を否定するために白川部の百姓株式論を紹介したのではない。むしろ、（他の日本近世史研究者に対する評価が妥当かはさておき）白川部の研究を改めて評価したことは、今後の研究に対する中林の大きな貢献であると考えている。なぜなら、百姓株式は世界的に大きく注目されるべきシステムであると筆者は考えるからである。

よって最後に、日本国外の百姓株式のような農業生産者組織における相互扶助システム

がどのようなものであったのか、前近代インドの先行研究を引用しながら見てみたい。

まず、遅くとも16世紀以降の西インド（マハーラーシュトラ州・グジャラート州を中心とした地域）については、「ワタン」という百姓株式に非常に近い概念が認められ、地域社会は「ワタン」を基礎に成り立っているという「ワタン体制」論を、小谷汪之が提唱した⁴⁸。小谷の影響を受け、水島司が南インド（タミルナードゥ州を中心とした地域）にも「ワタン」に似た「ミーラス」というものがあることを発見し、同時代の南インド社会は「ミーラス」に立脚するという「ミーラス体制」論を唱えた⁴⁹。田辺明生もオデーシャ（旧名オリッサ）州における地域社会の分業体制を「職分権体制」と呼び、それが「ワタン体制」や「ミーラス体制」と類似しているとする⁵⁰。

ただし、「ワタン」、「ミーラス」、「職分権」のいずれにおいても、その権利は農業生産に関するものに限定されておらず、大工や占星術師などに代表される職人の権利も含まれていたことに注意する必要がある。ただし、近世日本にも大工や杣（樵）などの株式は存在した⁵¹。また、それ以外の多種多様な株式については尾脇の研究によって体系化が進められている⁵²。よって、より正確に百姓株式と対応する概念を探すとすれば、「ワタン」が農業生産者のものであることを示す「農民ワタン」とする方がよいであろう。以下、百姓株式＝「農民ワタン」とする。「ミーラス」や「職分権」についても同様のことが言えるが、紙幅の都合上、本稿では、小谷の西インド研究の内容のみを取り上げる。

小谷によれば、農業生産者とその家族の死亡または村外への移動によって耕作者のいなくなった土地は「消滅家族地」（「ガトクル」）⁵³と呼ばれ、新しい耕作者が見つかるまで村の管理下に置かれた。新しい耕作者が見つかった場合は、農業生産者組織、つまり農民ワタン所持者の組織である村と複数の村が集まった郡（インド史の先行研究ではしばしば「地域社会」と呼ばれる）のレベルで二重の承認を受け、農民ワタンが与えられることで正式に村のメンバーとなった。

探せば、日本やインド以外でも似たようなシステムが見つかるかもしれない。それは白川部の研究に多くを負う筆者の今後の課題である。ただし、筆者がここでインドの事例を挙げたのは、他の意図もある。中林は「中林論文」によって死に体であった「太閤検地論」を批判的・発展的に継承し、復活させたと主張する⁵⁴。それよりはるか前に、小谷は日本中世史研究者永原慶二との研究交流を通じて「職の体系」を知り、その影響を受けて「ワタン体制」論を構築した⁵⁵。

ただし、小谷の書いた「土地と自由」の注釈を見ると、小谷が自身の「ワタン体制」論の構築のために直接参照したのは内藤の百姓株研究であることが分かる⁵⁶。内藤の著書『本百姓体制の研究』や速水融の著書『近世初期の検地と農民』⁵⁷を見ると、内藤のような「役屋体制論」者がいかに講座派から弾圧を受けたかが書かれている。中林は「中林論文」をもって太閤検地論が「死んだ犬」ではないことを示したと自負しているが⁵⁸、「太閤検地論」華やかなりし頃講座派に「殺された犬」であった「役屋体制論」はインド史家小谷に

よって発展的に継承され、インド史研究分野で国際的な影響力を持つまでに花開いた。「太閤検地論」が中林の定義するところの経済学に基づいた研究であれば、それとの対抗関係にあった「役屋体制論」も経済学に基づいた研究と呼んでも差し支えないだろう。中林が太閤検地論以後の日本史研究における経済理論に基づいた研究の不在を嘆くのであれば、講座派が学会において言論弾圧を続けていた間、「殺された犬」である「役屋体制論」が小谷に継承され、インド史分野でかろうじて生き延びていたことを無視するのは一面的な見方である。小谷が講座派の最も先鋭的な批判者であったことを思うと、なおさらである⁵⁹。中林が主張するところの新しい経済学的方法論にしても、「役屋体制論」の方が相性がいいのではないかと、百姓株式と農民ワタンという「奇妙な並行現象 (Strange Parallels)」を踏まえ、筆者は考える⁶⁰。

5. おわりに

本稿は中林真幸の論文「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」とそれをめぐる中林と渡辺の論争と関連する先行研究のレビューを行った。それを通じ、日本の伝統農村における間接的共同土地所持が、農業生産者の相互扶助の背景として、土地を担保とした農村金融においていかに機能しえたのかを検討した。

中林－渡辺の論争で提起された主要な論点は、①日本の村に領域があるのか・②地域社会に独自のルールは存在せず、国家のルールが常に人間社会では第一の行動規範となるのか・③村も土地所有の主体の一つであったの

かの3つである。それらについて、先行研究がどのように述べているかを検証した。重点的に取り上げたのは、日本近世農村金融研究の権威であり、中林が「太閤検地論」の衰退以降、日本史研究者の中で経済学に基づいた研究として唯一評価している白川部達夫の研究と、中林－渡辺論争では言及されていないが、日本近世史研究者の中で、最も「法と経済学分野」に近い議論をしているフィリップ・ブラウンの研究である。結果は①・②・③のいずれの論点についても、両者およびブラウンの参照した経済学者は渡辺の主張を支持することになった。その背景になるのが、日本においておそらく中世から積み重ねられてきたであろう農業生産者組織である村の相互扶助の歴史である。村は村のメンバーである農業生産者と、農業経営を守るために時には公権力の政策や法と対立することも厭わなかった。それが経済学的に合理的な現象であるのは、第3章で述べたとおりである。

繰り返しになるが、本稿で取り上げた先行研究の結論が中林論文の主張を支持しないことは、中林論文の意義がないということではない。中林論文や中林－渡辺論争には日本の村の特徴に関して、世界史研究上・国際比較上重要な論点が含まれている。換言すれば、だからこそ中林－渡辺論争も史料の解釈にとどまらず、その背景にある日本近世の農村社会の理解のスキームにまで及んだのであろう。

例えば、中林は無自覚に「村の境界」と言うが、読者にはここで「村の境界」という概念が必ずしも世界史的に普遍的なものでなかったことをもう一度思い出してほしい。序章でも述べたように、韓国のような社会では、村

内地主／村外地主という概念が成立しないのである。同様に、村役人が「村の土地だから」という理由で公証人のような役割を果たすことも、決して普遍的な現象ではないのである。日本にしかみられないものではないが、日本の農業生産者が享保の大飢饉に代表される幾多の危機を相互扶助によって乗り越えた歴史があったからこそ観察される現象なのである。

注

- 1 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房2004、454-455頁、渡辺尚志「土地と日本人」『近世の村と百姓』勉誠出版2021、271頁。
- 2 坂根嘉弘『家と村 日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、149頁。
- 3 西谷地晴美『日本中世の気候変動と土地所有』校倉書房2012、221-220頁。
- 4 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会1994、223頁。
- 5 例えば、白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究』塙書房2012、454頁。
- 6 本田洋「村はどこへ行った：『朝鮮農村社会踏査記』と韓国農村共同体論の位相」『韓国朝鮮文化研究』10、2007、68頁。
- 7 深沢宏『インド農村社会経済史の研究』東洋経済新報社1987、20頁、小谷汪之『インドの中世社会』岩波書店1989、15-17頁。
- 8 中林真幸「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」『経済研究』71、2020。
- 9 渡辺尚志「中林真幸氏の「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」に対するコメント」『経済研究』71、2020。
- 10 中林真幸「渡辺尚志氏のコメントへの応答」『経済研究』71、2020、173頁。
- 11 溝口常俊「農業・農村の変革期」『歴史地理学』152、1991、水本邦彦「役家体制論」『国史大辞典 第14巻』平凡社、1993、中野等『太閤検地』中央公論社2021。
- 12 渡辺尚志「土地問題をめぐる百姓の意識——中林真幸の論文によせて——」前掲『近世の村と百姓』、322、332、338-339頁。
- 13 渡辺「土地問題をめぐる百姓の意識」、337頁。
- 14 「江戸幕府は小農の土地所有権を保障し、それが小農に低利の土地担保金融を提供した。同時に、江戸幕府は、社会的安定のために、土地所有の集積を防ぎ、自作小農経営を維持しようとした。この緊張関係をはらむ二つの

目的の平衡をはかるために、18世紀前半、徳川吉宗政権は土地法制を整備した。すなわち、土地所有権を保障する一方、債務不履行にあたって、担保権を執行（流地）する条件として、債権者が土地税と雑税（年貢諸役）を納めることを求めた。徴税の事務は村に委任されていたことから、債権者は、債務者のモラルハザードを防ぐために、年々歳々の土地税と雑税の実費ではなく、事前の契約によって定めた定額を払う契約を好んだ。しかし、そうした契約は、幕府司法機関による担保権執行の条件を満たさない。それゆえ、この規制は村外の債権者の保護を弱めることを意味した。この規制によって、幕府は、土地担保金融市場の拡大によって村の境界を超えた土地集積が進むことを抑制しようとしたのである。」

中林「享保元文農地法の成立」144頁。

- 15 中林「享保元文農地法の成立」、165頁。
- 16 中林「享保元文農地法の成立」、165頁。
- 17 中林は、「村の諸役賦課基準が変われば、村外所有者の納付額が諸役負担に必要な額に満たないことが生じうる」としている。しかし渡辺は、論争の対象となっている南生実村（現在の千葉県千葉市中央区南生実町）のような人口減少が激しい村では、領主に課せられた「諸役」を負担するための人手不足であることを指摘し、それを金銭的に解消することは、人口的制約から困難であるため、村や債務者が「諸役」の負担不足を理由に債権者に追加的金銭負担を要求することは非現実的であると、中林の主張を否定している。

中林「享保元文農地法の成立」、165頁。
渡辺「土地問題をめぐる百姓の意識」、305-310頁。
- 18 中林「享保元文農地法の成立」、165頁。
- 19 福田アジオ「日本村落の民俗的構造」弘文堂、1982。
- 20 中林「渡辺尚志氏のコメントへの応答」、173頁。
- 21 Philip C. Brown, *Cultivating Commons: Joint Ownership of Arable Land in Early Modern Japan*, University of Hawaii Press, 2011, pp.91-94.
- 21 Brown, *Cultivating Commons*, pp. 144, 190.
- 23 Garrett Hardin, *The Tragedy of the Commons*, *Science* 162, 1968. 桜井徹訳「共有地の悲劇」シュレーダー＝フレチェット編（京都生命倫理研究会訳）『環境の倫理（下）』晃洋書房、1993。
- 24 Brown, *Cultivating Commons*, p. 195.
- 25 エリノア・オストロム 著、原田禎夫・齋藤暖生・嶋田大作訳『コモンズのガバナンス—人びとの協働と制度の進化』晃洋書房、2022。
- 26 Brown, *Cultivating Commons*, pp. 15, 236.
- 27 Brown, *Cultivating Commons*, p.75.
- 28 Brown, *Cultivating Commons*, p.195.
- 29 Brown, *Cultivating Commons*, p.196.
- 30 ヨーラム・バーゼル著、丹沢安治訳『財産権・所有権の経済分析—プロパティ—ライツへの新制度派のアプローチ』白桃書房、2003。
- 31 Brown, *Cultivating Commons*, p. 195.
- 32 Brown, *Cultivating Commons*, p. 236.
- 33 Umbeck, John, *The California gold rush: a study of*

- emerging property rights, *Explorations in Economic History*, 14, 1977.
- 34 Clay, Karen and Wright, Gavin, Order without law ? Property rights during the California gold rush, *Explorations in Economic History*, 42- 2, 2005.
- 35 中林「渡辺尚志氏のコメントへの応答」、173頁。
- 36 戸石七生「日本における小農の成立過程と近世村落の共済機能」『共済総合研究』76、2017。
- 37 平野『江戸時代村社会の存立構造』、尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』思文閣出版2014、尾脇秀和『老人兩名』NHK出版2019。
- 38 長谷川善計・藤井勝・竹内隆夫・野崎敏郎『日本社会の基層構造－家・同族・村落の研究』法律文化社1991。
- 39 白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館1999、57-58頁。
- 40 白川部『近世の百姓世界』、58頁。
- 41 大石久敬著、大石新三郎校訂『地方凡例録 上巻』、1988、201頁
- 42 平野『江戸時代村社会の存立構造』、454-455頁。
- 43 白川部『近世の百姓世界』、39頁。
- 44 白川部『近世の百姓世界』、39頁。
- 45 白川部『近世の百姓世界』、39頁。
- 46 白川部『近世の百姓世界』、79-72頁。
- 47 白川部『近世の百姓世界』、58頁。
- 48 小谷『インドの中世社会』、263-276頁。
- 49 水島司『前近代南インドの社会構造と社会空間』東京大学出版会2008、100-104頁。
- 50 田辺明生『カーストと平等性』東京大学出版会2010、57-71頁。
- 51 戸石七生『むらと家を守った江戸時代の人びと：人口減少地域の養子制度と百姓株式』農山漁村文化協会2017、65-73頁。
- 52 尾脇秀和「近世身分支配と老人兩名」『鷹陵史学』2015。
- 53 小谷『インドの中世社会』、48頁。
- 54 中林「渡辺尚志氏のコメントへの応答」、173頁。
- 55 「日本中世史の永原慶二先生が当時の歴研委員長で、ワタン体制論のヒントを得たのは、永原先生を通してです」
小谷汪之・黒崎卓・田辺明生・小川道大「先達に聞く 第3回 報告者 小谷汪之先生（東京都立大学名誉教授）」日本南アジア学会ウェブページ
<https://jasas.info/introduction/history/recording/>
- 56 小谷汪之「土地と自由」小谷汪之・山本真鳥・藤田進著『土地と人間』有志舎2012、29-30頁。
- 57 速水融『近世初期の検地と農民』知泉書館2009、12-14頁。
- 58 中林「渡辺尚志氏のコメントへの応答」、173頁。
- 59 「1982年に『共同体と近代』という本を同じく青木書店から出しました。この本の一つの主題は大塚久雄氏の『共同体の基礎理論』を批判することで、大塚久雄氏周辺の、特に末端の弟子たちにひじょうに憎まれましたが、そのことにむしろ快感を覚えました。（笑）大塚共

同体理論はあれで粉碎された、破産したというのがだいたいの評価になっておりますので、自己満足しております。」

小谷・黒崎・田辺・小川「先達に聞く」

- 60 ミクロ経済学、特にエージェンシー理論と「職の体系」や百姓株式の関係については拙著『むらと家を守った江戸時代の人びと』第二章第四節を参照のこと。